

〔三條教則〕  
關係資料  
(五)

本号は

- 『説教教導要義抄』〔抄出〕『三条略解』 大教院 （明治五年十月）
  - 『三条考証神教大意』 松下永福編輯・佐々木祐肇著 （明治六年六月）
  - 『童蒙三則弁』 宇喜多練要 （明治六年七月）
  - 『三則示蒙』 岡本経春 （明治六年七月）
- の四点を収める。（内訳、神道系三点、仏教系一点）

## 解題

『説教教導要義抄』〔抄出〕『三条略解』 大教院（明治五年十月）

本史料『三条略解』はわずか一丁の短文である。版本、和装袋絲綴、縦三一・三二、横一五粋、全二十丁、表紙題簽に「説教教導要義抄 全」とあり、内容は全部で十編より成る冒頭の第一丁目に本史料が位置する。参考の為、以下九編の題目と丁数を掲げておく。芳村正秉「神道一指」五丁、「式部寮官員某ノ議」三丁、越前仰明寺蓑輪対岳「管長へ差出候書面ノ略」二丁、誓願寺徹定興正寺撰信「建言」一丁、加藤九郎「教部省へ建白」一丁、「或人ノ敬神論」三丁、「或人ノ愛國論」三丁、田中知邦「本教要話」〔抄出〕三丁、「或人ノ神徳皇恩ノ説」二丁である。そして卷末に「尚教論ノ事情諸家ノ論説等追々增加シ次編ニ發出スベシ」とあり、尾題には「教導要義抄初編畢」とあるが、次編の版行有無については定かではない。

また、本史料を収録する『説教教導要義抄』は、国学院大学「河野省三文庫」の「目録」によれば、『教則二条説教要集』全八巻（京都書林、神先向松堂、明治六年一月纂輯）の内、卷一「教導要義抄」（全二十丁）と同本である。参考の為、他巻の内容を掲げると、卷二は『神道異説弁』三十九丁、卷三は『神徳錄』（『先代旧事本紀』第三十九）三十三丁、卷四是『宗徳經』（『先代旧事本紀』第四十）三十七丁、卷五は『神國神宇弁論』四十二丁、卷六は『以呂波問弁』三十四丁、卷七は『聖徳太子実錄』（上）二十二丁、卷八は『同』（下）三十六丁であつて、これは単独で版行されたものではない。すなわち、全八巻の表題にあるとおり、これは正に三条教則を説教するに際しての一種の資料的役割を意図して編まれたものであると言つてよい。

この『三条略解』の衍義内容については特に目新しい特徴はなく、ごく標準的な衍義にすぎない。しかし、注目すべきは末尾に「壬申十月 神道大教正・諸宗大教正 本省御中」とあることである。このことより本史料『三条略

解』は、三条教則に関する個人の衍義書ではなく、大教院が一般通義的な模範的衍義として作成し、教部省本省宛に提出したものであることはあきらかとなるのである。つまり、これを基に各人の三条教則衍義が陸続と版行されていったのである。

なお、本史料は大倉精神文化研究所所蔵本に依った。

『三条考証神教大意』 松下永福編輯・佐々木祐肇著 (明治六年六月)

本書は版本、和装袋縫綴、表紙題簽に「三条神教大意 全」とあり、序文一丁、本文十一丁、図書広告・発売書房広告十二丁の全二十四丁より成る。

本書の著述者については、松下永福の序文に「頃口神学有志ノ友ナル真宗楽運寺住職佐々木祐肇ヲ訪ヒ屢問対スルニ其觀ル處アレハ此レヲ一冊ニ著サムコトヲ需ム。……遂ニ迫リ乞テ其講弁ニ出ル所ノ論說ヲ編輯シ神教大意ト号シ」と明確に述べていることによつて、尾張国真宗本願寺派楽運寺住職佐々木祐肇であることがわかる。

内容面においては、第二条の天理人道について儒教の天理元氣の立場で説くのは第二義的であり、あくまで我が国の記紀古伝にしたがつて皇國明倫の神教として説かねばならないと力説する点などが、仏教者の衍義としては特徴的と言えるであろう。そして、三条教則とはいつても、結局は敬神明倫の二教に集約され、さらに言えば敬神の一大訓に収斂されると説くのである。全体としては書名が示すように、かなり神道臭を有していると言つことができよう。なお、翻刻については大倉精神文化研究所所蔵本に依った。

『童蒙三則弁』 宇喜多練要 (明治六年七月)

本書の著者は宇喜多小十郎（号は練要）である。体裁は版本、和装袋縫綴、縦三一・六糸、横一五・五糸で、全十

四丁より成る。表紙題簽に「説童蒙三則弁 全」とあり、見返しに「明治六年七月新刊 宇喜田 練要著 教童蒙三

(ヤマ)

説童蒙三

則弁 全 教義新聞本局 正心堂藏梓」とある。卷頭に教憲三則（二丁）を掲げたあと、以下本文十三丁が続き、奥附部分に「東京飯田町南横丁教義新聞本局 正心堂藏梓 発児書肆西京寺町松原勝村治右衛門 同東洞院三条村上勘兵衛 大阪本町書籍会社 東京日本橋南一丁目北畠茂兵衛 同芝大神宮前山中市兵衛 同日本橋川瀬石町村上勘兵衛」とある。また、おそらく編集等にかかわったであろう「教義新聞」とは、明治初年における宗教新聞の嚆矢とも言うべき新聞である。創刊は明治五年九月、そして第一〇六号の明治八年四月二十九日付をもつて廃刊となっている。教部省布達や宗教関係の論説、投書や他新聞からの宗教関係記事の転載などが主な内容であり、刊行されていた期間が大教院の発足と終焉に、正に合致しているためか、その内容には三条教則に関するものがかなり多い。したがって、本書の刊行に教義新聞がかかわっているのはむしろ当然であったとも言える。

内容は書名の示すとおり、童蒙子女にもわかりやすくするため、多くの言葉を使い、身近な例話などをもつて詳細かつ丁寧に説いているのが本書の特徴とも言えよう。たとえば、敬神の神解釈の点では、押しなべて神道家が説いた造物主、造物主神なる表現について、著者も同じく使つた上で、これを四季自然の運行という童蒙にもわかるような卑近な話題をもつて説いていることなどはその一例であろう。

なお、本書の翻刻については大倉精神文化研究所所蔵本に依つた。

### 『三則不蒙』 岡本経春（明治六年七月）

本書の著述者は、旧官幣大社賀茂御祖神社、すなわち下鴨神社の大宮司であつた教導職権少教正岡本経春である。そして巻末の識語により、明治六年七月東京檜物町において脱稿したことがわかる。

体裁は、和装袋絲綬、縦一八・四糲、横一二・五糲、表紙題簽に「三則示蒙 全」とあり、自序二丁のあと、本文

三十三丁が続き、卷末に「官許 明治六年七月 辻鼻家藏版 京都製本所菅廻舎池村氏」とある。

自序によると、岡本経春は題名のごとく本書を童蒙用とし、成人用には「三則広義」なる別の一書を著わす、としているが、調査のかぎりにおいて「三則広義」なる書物は見あたらない。末尾に「男 岡本経邦校」とあるが、これは経春の身内であることは間違いないであろう。

また、本書は本文上部に頭注のようなかたちで、本文の内容を的確に示す用語や項目を数多く挿入している。これは本書が童蒙用として閲読の便をはかった配慮のためであろう。他の衍義書中、童蒙用は割にその数が多いが、本書のように詳細な見出し項目を附しているものはあまり見かけない。その意味では珍らしい形態とすべきである。なお、この見出し項目については、資料編には入れなかつたので、参考のため該当の丁数も含めて左に掲出する。

「敬神之本意」「論鴻慈大恩之大綱」（第一丁）、「論鴻慈大恩之細目第一条」「先於世界有神」（第二丁）、「宇宙之大主宰」「天神鎔造天地」「贊成万事万物之起源」（第三丁）、「主宰万事万物之起源唯帰於一神」「天神鎔造天地之本意」（第四丁）、「論鴻慈大恩之細目第二条」「生五元神」（第五丁）、「論五元之神德」「造人身」「論人身之妙用」「賦与神魂」「論神魂之妙用」（第六丁）、「天神賦与神魂証」「生造有別」（第七丁）、「父母雖生吾非造吾証」（第八丁）、「論鴻慈大恩之細目第三条」「論日神之御德」（第十丁）、「推崇天皇之御大祖」「謝日神之大恩有道」（第十一丁）、「論鴻慈大恩之細目第四条」「論豐受毘売神之神德」（第十二丁）、「神授於人以衣食住之道本意」「論神之震怒」「論鴻慈大恩之細目第五条」「論幽冥大神審判功罪黜陟神魂」（第十三丁）、「身體帰於土」「神魂不滅」「產土神引導神魂」「應報不變如影隨形」（第十四丁）、「論人畏死之念」「論幽冥之必有」「須為身後之計」（第十五丁）、「覆奏於天神」「論依賴神必有神之感格」（第十六丁）、「祭政一致」「不知敬神而奉異端邪說者必有重罰」「第十七丁」、「悔改必有神宥」「敬神者得真樂之種子」「定医藥禁厭之法」（第十八丁）、「產土神保護其鄉里引導其神魂」「不能離神恩猶魚不能離水」（第十九丁）、「愛國之本意」「愛國之起源出於神」（第二十丁）、「祭大八洲之御靈神」「論愛國之實」（第二十一丁）、「貴賤上下各有

愛國」（第二十二丁）、「論天理」「惟神道」「道之本源出於神」（第二十三丁）、「天神命於吾魂」「神授於人以五倫五常之道証」「人道本出於神証」（二十四丁）、「受用神律」「人間之本分」「神習」「天理人道其一個」（二十五丁）、「明人道之功夫」「青人草習」「犯神律」「冥罰有遲速幽顯之別」（二十六丁）、「善人得禍非真禍」「惡人得福非真福」（二十七丁）、「天壤無窮」「皇統連綿」（二十八丁）、「為万国之宗國確証」（二十九丁）、「天神寵遇吾儕」「神罰」（三十丁）、「總論教憲三條」（三十一丁）、「三則歸於一敬神」（三十二丁）。

本書の翻刻については大倉精神文化研究所所蔵本に依った。

(三宅)

### 凡例

凡例については前号にしたがつた。

## 資料

『説教教導要義抄』〔抄出〕『三条略解』

大教院（明治五年十月）

トハ朝廷ヨリ出ル詔勅及ビ制度法令ナリ。古今時勢ニ隨テ法制ハ損益アレドモ其實万民愛撫ノ道ヨリ外ハナケレバ朝旨ヲ遵守スルハ即チ皇上ヲ奉戴スルナリ。此旨ヲ注意シテ民心ノ方向ヲ誤ラシムベカラザル事説教ノ要ナリ。

教導要義抄

三条略解

一敬神愛國ノ旨ヲ体スペキ事

敬神トハ天祖天神ヲ始メ凡ソ朝典ニ列タル大小ノ神

祇及ビ土地ノ氏神生土神等ヲ崇敬スルヲ謂ナリ。愛

國トハ凡ソ人トシテ君父ノ國ヲ愛スルハ天理ノ常ナレバ各々其職ヲ尽シ報恩ヲ計ルベキヲ謂ナリ。持続紀ニ尊朝愛國トアル是ナリ。此旨ヲ体認シテ教諭スベキナリ。

一天理人道ヲ明ニスベキ事

天理トハ造化ノ理ニシテ事物ノ則ナリ。人道トハ彝倫ノ謂ニシテ民生日用常行ノ道ナリ。此義ヲ講明シテ教諭スベキ事。

一皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事

皇上トハ天祖ノ神胤ニテ天壤無窮ノ大君ナリ。朝旨

本省御中

神道 大教正  
諸宗 大教正

壬申十月

『三条考証神教大意』 松下永福編輯・佐々木祐肇著

(明治六年六月)

序

余世上ノ説教ヲ聞クニ区々ニシテ一準ナラザルニ似タリ。

尚神儒習合神仏混淆ノ弁説喧シキヨリ僻陋ヲ醸シ、動モ

スレハ目的方向ヲ失ハムトスル者無キヲ得ス。茲ニ余儒

説ヲ仮ラス、仏説ヲ仮ラス、皇國固有純粹ノ三条説教ヲ

徹底セムト欲スルコト日アリ。頃口神学有志ノ友ナル真

宗樂運寺住職佐々木祐肇ヲ訪ヒ屢々對スルニ其觀ル處ア

レハ此レヲ一冊ニ著サムコトヲ需ム。祐肇其管長許可助

講ノ身タルヲ以テ固辞シテ聽カス。余更ニ謂テ曰、師助

講タリ固ニ辞スルコトナカルベシト。遂ニ迫リ乞テ其講

弁ニ出ル所ノ論説ヲ編輯シ神教大意ト号シ有志講究ノ一

助トセムト欲スルノミ。

明治六年六月

倚翠 松下永福識

三条  
神教大意

尾張

松下永福編輯

夫レ教憲三条ハ皇教ナリ。大教院御祭典ノ祝詞曰、三条

能則定給比食國天下能公民悟導岐神ノ道亦教趣亦仰給任給之大詔貢爾美利

ヲ窺ヒ教件ノ御主意ニ不レ悖ヤウ体認シテ、而シテ後チ  
余教ヲモ加ヘ交説スルヲ停廢シ玉ハザル御布達ナリ。惟  
レ三条ノ綱領ハ敬神明倫ノ二教ニ在リ。而シテ此レヲマ  
タ撰歸スレバ敬神ノ一大訓ニ留マル。則チ神教要旨略解  
ニ明倫敬神モト岐シテ二項トスベカラズト示サル、積意  
モ茲ニ在ルカ。

敬神愛國ノ旨ヲ体スベキ事

敬神トハ、広クハ朝典ニ所載ノ大小ノ神祇ヲ指シ、略

シテハ神教要旨ニ掲ゲ玉フ天祖天照大神ト產土神等ヲ敬

マフ謂レナリ。尚ソノ要ヲ云ハゞ、神德一体ノ故ニ天照

大神一柱ヲ敬崇スルニ欠ク処ナキ御由縁ナルベシ。古語

拾遺ニ所謂天照大神者惟レ祖惟レ宗尊キコト無ニ自余

ノ諸神ハ乃チ子乃チ臣孰レカ能ク敢テ抗ヘンヤトアル典

意ヲ以テモ悟ルベシ。扱其神祇ヲ能敬シ奉ル状情ニ就テ

ハ至誠ヲ為レ本ハ勿論ナリ。凡ソ祖先ヨリ今日マデ衣食住ノ事物へ涉リ、神恩大念報ノ誠意蘊瀆ナク儀容ヲ以テモ神徳ヲ讚跪スル、コレ報本反始敬神ノ情謂ナル者ナリ。夫レ敬神ノ大訓ハ原ト天照大神ノ大御言三出デ、則チ日本書紀神代ノ卷ニ曰ク、天照大神手持「宝鏡」授天忍穗耳尊<sup>ニ</sup>而祝之曰ク、吾兒見視<sup>ニ</sup>此寶鏡<sup>ニ</sup>當猶<sup>ニ</sup>視吾可<sup>ニ</sup>與同<sup>ニ</sup>牀共<sup>ニ</sup>殿以為<sup>ニ</sup>斎鏡<sup>ニ</sup>ト詔リ玉<sup>フ</sup><sub>此レハ八咫鏡ナリ御正体ノ玉<sup>ハ</sup>。</sub>サレバ敬神ノ重訓ハ此ノ斎鏡ノ神勅ニ基本スレバ、是レ皇國固有ノ神教ト仰ギ定メ玉<sup>フ</sup>御謂レナリ。故ニ神武帝ハ立<sup>ニ</sup>靈畤於鳥見山<sup>ニ</sup>祭<sup>ニ</sup>皇祖天神<sup>ニ</sup>玉<sup>ヒ</sup>、御歷朝ノ作法ニハ先神事後他事且<sup>ニ</sup>暮<sup>ニ</sup>敬神ノ敍慮無<sup>ニ</sup>懈怠<sup>ニ</sup>ト洪範ヲ嚴ニシテ行ヒ玉<sup>フ</sup>。是レ則チ百王不易古今敬神ノ御基礎ナリ。叔敬神二字ノ熟語ハ古事記序ノ敬神祇ノ文コレ正シキ典拠ナリ<sub>四十一代聖武卷二ハ敬神尊弘ト詔ヒ五十五代桓武卷二ハ敬神如在ト出たり。</sub>

愛國トハ、總シテ大神ノ神勅ニ出ル所ノ斎庭之穗ヲ當御<sup>ニ</sup>於吾兒<sup>ニ</sup>云々吾子孫可<sup>レ</sup>王之地也<sub>日本書紀ト御愛子ニ依賜フ</sub>水穂ノ国柄ヲ愛慕シ、別シテ自己ノ本分ヲ竭シテ其職業ヲ力行シ、國忠ヲ顯ハスヲ愛國ノ謂トス。神官僧侶ハ教部ニ尽力シテ皇道ヲ恢張シ、御國是ノ条件等ヲ説

教シテ民心ノ方嚮ヲ誤ラザルヤウ勸奨スルヲ要トス。扱爱国ノ熟字ハ日本書紀持統ノ卷ノ尊<sup>ニ</sup>朝愛<sup>ニ</sup>國ノ文ヲ權輿<sup>トス</sup><sub>五十六代清和ノ卷ニハ爱国忠謀ト出たり。</sub>但シ其義意ハ上弁ノ如ク早ク神代ニ事実アリ。隨ヒテ神武紀ノ御詔ニ出ル處ノ阿那邇愛夜獲之國<sup>ニ</sup>云々ノ文等ミナ爱国ノ考証ナリ。

### 天理人道ヲ明ニスベキ事

天理トハ日本書紀神代ノ卷ニ違<sup>ニ</sup>陰陽之理<sup>ニ</sup>所以生<sup>ニ</sup>蛭子<sup>ニ</sup>トアル文、マタ乾ノ道独リ化ストアル文、並ニ神武紀ノ向<sup>ニ</sup>日戰者逆<sup>ニ</sup>天道<sup>ニ</sup>也トアル文等ミナ天ノ理リヲ示ス皇典ナリ<sub>四十三代元明帝和銅年ノ勅詔ニモ天地之祖理トノ玉<sup>ヒ</sup>或<sup>ニ</sup>ハ天地之理也トモノ玉<sup>ヘ</sup>ヘリ。</sub>但シ古事記伝ニ宣長ハ日本魂ヲ築立、コノ天理天命ト云說ヲ痛ク破斥シテ有名無実ノ虛目トシ、偏ニ漢格ノ文言ヲ嫌フ。亦其支流モ屢此レニ從ヘリ。雖然方今斯<sup>ク</sup>天理ト文言ヲ施シ玉<sup>フ</sup>上ハ、先ツ試ミニ講究セズンバアルベカラズ。凡ソ日本書紀ノ文上ハ本ヨリ漢土ニ対峙シテ漢格ノ文言ヲ主トシ玉<sup>フ</sup>コト異論ナシ。而シテ其文上ニ泥マズ文意ハ皇國ノ古伝ヲ蘊在スル条勿論ナリ。然ルヲ強テ文上ニ闕リテ猥リニ謗言ヲ容ル、ハ、未ダシキ非礼ノ説ト云ベシ<sub>具サニハ祐鑑ガ神</sub>

学弁稿ニ於茲今コノ天理トイフ言ヲモ准曉スベキナリ。

論弁ス。後世ノ類トハ天淵也ニト問シテ天ノ理ヲ議リ定メ

先ヅ諾冊両尊ノ蛭子ト云惡子ヲ生ミ玉ヒシニツキ天神ノ御所ヘ窺ヒニ參上玉ヒシ時、違<sub>二</sub>陰陽之理所以生蛭子ト天神ノ詔リ玉ヒシハ、直チニ天神ノ御即答ニハ非ズ。

太占太古ト云ハ上古重事ノ御占ニテ後世ノ類トハ天淵也ニト問シテ天ノ理ヲ議リ定メ

玉ヒテ詔リ玉ヒシ古伝ノ趣キナレバ、諸天神トテモ此太占ニト問シ玉フハ天理テフ事ノ無キヲエザル事実ナラムカ。若シ不然ト云ハド、高天原ニテ諸天神ノ太占ハ何ナル神ノ御教ヘヲ受ントテト問シ玉フ事ナルヤト云ベシ

此条官長モ遺辞シテ強ア明弁ナキカ。猶按ズルニ開闢ノ初發ヨリ天然トシテ男神先ヅ成リ玉ヒ、後ニ女神ノ成リマスハ古伝一轍ノ伝

ヘニシテ強テ神為ニモ非ズ。コレ諾冊両尊以前ハ自然ナル天ノ理トシテ陰陽順次ノ理ナルヲ其ノ天ノ理ニ違ヒ玉ヒテ女神先ヅ言挙シ玉フ故ニ不良、コレ違<sub>二</sub>女男之理

ゾト太占ニト定メテ天神ノ詔リ玉ヒシ。其原ヲ究ムルニ、何レニモ天ノ理リテフ事ハ皇國ノ固有ニ無キヲ得ザル文意ナリ。故ニ日本書紀ニハ此旨ヲ含ンデ文格ヲモ取り玉

ヒシ事ナレバ、強テ文上ニハ泥ムベカラズ。斯ク方今断然トシテ天理ト立言シ玉フカラハ、其レトイヒ此レトイ

ヒ何ソ疑貳ヲ生ゼムヤ。如上件ナレバ、先ヅ皇教所談

ノ天理リテフ事ヲ論究シ置テ、而シテ後ニ儒教ノ天理元氣云々ヲモ交説シ、或ハ時運沿革四時循環等ヲ以テモ

此ヲ賛成セムハ、イヨ／＼御主意ニ悖ラザルベシ。若シ不然バ、三条ノ中余条ハスベテ皇教ナルニ、此ノ天理ノミ単儒教ト成テ章意一貫セズ、且ツ大教院祝詞上ノ詔

ニ三条ハ神ノ道神ノ法トノ玉フ詔意ニモ符合セザルナリ人道トハ是亦首ヨリ儒典ヲ仮ルニ非ズ。皇國ノ固有ニ早

クヨリ大神ノ大御言ニ出ル処ノ明倫ノ神教アリテ既ニ完備セリ。日本書紀神代ノ卷ニ曰ク、大神勅<sub>二</sub>天兒屋命太玉命<sub>一</sub>惟爾<sub>二</sub>二神亦同侍<sub>一</sub>殿内<sub>二</sub>善為<sub>一</sub>防護<sub>二</sub>ト詔リ玉ヒ、五

部中臣忌部猿安鏡造主ノ臣神ヲ始メ御子孫ニ配侍シ玉フハ、即チ君臣倫教ノ基元ナリ。又上ニ引文スル斎鏡授与ノ神勅ハ吾兒ヲシテ親神ノ遺体靈像ヲ鏡中ニ仰ガセ玉ヒ、孝敬ヲ祖考ニ尽サシメ玉フ父子大倫ノ神教也。又同ク神代ノ

卷ニ大神以<sub>一</sub>高產靈尊之女名万幡姫<sub>二</sub>配<sub>一</sub>天忍穗耳尊<sub>二</sub>為妃トアルハ、即チ夫婦倫ノ垂訓ナリ。又古事記上ニモ神產靈神ノ詔ニ少彦名神<sub>一</sub>汝蘆原色許男命<sub>二</sub>為兄弟作<sub>一</sub>堅其國<sub>二</sub>トノ玉フ。コレ兄弟倫也。又日本紀神代ノ卷ニ

味鉢高彦根命朋友之道理宜相弔云々、コレ朋友倫也。此外姉妹兄弟等ノ文處々ニ出タリ。如斯皇國固有ニ惟神ノ人道アリテ此ヲ拡充<sup>ヒヨコル</sup>スレバ遺漏ナシ。サレバ皇教ニ於テ不足ナルコトヲエズ。是故ニ神教要旨ニモ五者彝倫也云々至哉神訓無以尚トノ玉フ。同ク略解ニハ儒教ヲ仮ラズ仏教ヲ仮ラズ、後世又何ヲ以テカコレニ加ヘンヤト弁定シ、猶具サニ父子倫君臣倫等ノ典拠ヲ神勅ニ取テ、此五倫教ハ悉ク神代ニ胚胎シ皇教マサニ不乏ノ義旨ヲ弁明セラレタリ。然レバ今コノ人道トハ皇國神教ノ大義ナリト決定シテ、而シテ後チ儒典等ヲ以テ賛成スルヲ要トス。

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事

皇上トハ皇帝主上ヲ中略スレハ皇上ノ目ヲ成ス。是則チ上事一人ノ謂ナリ別シテ方今郡県之制ヲ仰ギ、天祖ノ神胤ニ在スコトヲ奉戴スル也。

朝旨トハ勅詔及ビ御布令等ヲ指ス。サレバ皇上ノ言ハ人ニ就キ、朝旨ノ言ハ法ニ就ク。人法ノ差ト云ベキカ。而シテ朝旨ヲ遵守スルハ即チ皇上ヲ奉戴スルナリト云義ヲ

モ弁得スベシ。サテ方今天下ノ民心実ニ皇上朝旨ヲ遵奉スル元由ヲ知覺セザルニ似タリ。是故ニ頃日ノ大御詔ニモ方今國ノ未ダ開ケザル、人民ヲシテ朕ガ意ノ在ル所口ヲ信奉セシムルヤト詔リ玉ヘリ。古事記伝ニハ抑吾ガ天皇尊ハ日ノ神ノ御子ト申テ賤シキ國ミノ王ドモト等ナミニハ坐マサズ。此神國ヲ生成玉ヘリシ神祖命ノ授玉ヘル皇統ニ坐マシテ、天地ノハジメヨリ大御食国ト定マリタル天下ニシテ、善ク坐サムモ惡ク坐サムモ側ヨリ伺ヒ議奉ルベキコト能ハズ。天地ノアル極ミ日月ノ照ス限りハ幾万代ヲ經トモ動キ坐サヌ大君ニマセリ。故ニ古語ニモ當時ノ天皇ヲ神ト申シテアリ。實ニ神ニ在セバ善惡キ御上ノ論ヲステ、ヒタブルニ畏コミ敬ヒ奉仕ゾ誠ノ道ニハアリケルヲ、中古ノ世ノ乱ニコノ道ニ背キテ畏クモ朝廷ニ射向ヒ天皇尊ヲ惱シ奉リシ北条足利<sup>義時尊氏等</sup>ナドガ如キハ、穴賢天照日ノ大御神ノ大ミカゲヲモ思ヒハカラザル賊奴ナリ云々ト。官長ハ日本魂ヨリカク遵奉ノ道ヲ解ケリ。

此ニ外史者ハ勸懲ノ為ニ先王ノ得失ヲ忌諱ナク議シ、以テ后王ノ龜鑑トスルノ理勢ヲ直論スルハ是又遵奉ノ所以ニハアレドモ、歷朝帝后ノ御上ヘニハ勅撰ト私撰トノ区

別モアレバ、猥ニ下流トシテ謾筆ヲ私史ニ放チ御事実ヲ

アゲテ露言スルコト勿レ。夫レ天ニ天変アリ、地ニ地妖

アリ人ニ亦倫理ノ變ナキヲエズ。サレバタゞ一時ノ變理

ニシテ常理ニハ非ズ。返々スモ克注意ヲカレコレニ用ユ

可キカギリカト畏ミ奉ルナリ。兎角ニ愚夫愚婦ヲ説教シ

皇上朝旨ヲ遵守セシムルノ要ニハ、先ヅ日ノ神ノ御子夕

ル原由ヲ説キ諭スヲ一箇ノ口術トス可シ。

眞明令ノ三語ヲ此三条ニ分置シ玉ヒタルハ、各其司ル処

ノ義意アルガ故ナリ。猶此ノ三語ヲ互ヒニ三条へ置キ交

ヘ互ヒニ倚テモ解スベキナリ。別シテセシムノ和語ハ、

自ラモ此ヲ遵奉シ人ニモ遵奉セシムベキ兩向ノ語勢ナル

コトハ勿論、總テ三条ハ自他へ係テ我モ体明シ他ヲモ体

明セシムベキノ教憲ナレバ、殊更ニ尽力勉励シテ方今説

教者ノ真務トスベシ。

凡ソ此三章ハ仰ゲハ弥高ク究ムレバ益深シ。今聊カ大海

ノ一滴、九牛ノ一毛ヲ略弁スルノミ。尚天下ノ衆人、終

身之レヲ謹守スベキノ要旨ナリ。穴賢

三条  
考証  
神教大意終

『童蒙三則弁』 宇喜多練要 (明治六年七月)

童蒙三則弁

西京 宇喜多小十郎 著

第一敬神愛國の旨を体すへき事

夫神は伸也。申無レ不レ通、鬼は帰也。物各帰二其根一云タ。

されは山野の草木朝暮の風雲、凡て森羅万像の情非情に涉り、皆神の主どらせ給はぬものあるへからす。一

塵一劫といへども皆これ神の造化にあらざるものなく、一

此御神を造物主とも地水火風空の五大とも、木火土金

水の五行とも云て世界万国に垂迹し給ふ。吾御邦にて

は木は匂々迺智命、火は軒遇実智命、土は埴安命、金

は金山彦命、水は罔象女命、これ配列五行神なり。總

して云へは、宗廟の神祇、本地五行の垂迹なり。然れ

は根本造物主神の五行を以て化せられし天を頂戴き、

五行の化せし地を踏み、五行の化せし家宅に安樂に住

し、五行の化せし衣食を飽迄喰ひ、暖に衣を着し、五

行の化せし山海田野を眺め、五行の化せし春夏秋冬

替々に來りて花鳥風月を以て人を樂します。亦人畜草木の生命となりて、暫くも此神の庇護に預らすは忽

ち絶命す。殊更人倫の家家の竈ハ五行の神の顯然と凡眼に看へたる處にして、此神の守護に預らさる日なく、堅きものを和にし、冷たきものを熱くなし、此御恩広大ならずや。就中此御国を神国といふは地球天然の理にして、春秋暖和にして夏は酷熱し冬は寒を極む。四季氣候の序を節にし万物繁殖の御国なり。これ五行の精氣熾盛なるか故、伸帰の理に於て速となる姿を正直といひ、其功用を清潔といふ。此正直清潔の氣質を人倫天然に稟得たる事万国に特超する御国なるか故神国といふ。又宗廟の大神は正直を以て体とし、清潔を以て功用として世を治め給ふ。徳沢の超勝なること大陽に等しきを以て天照大神と尊崇し奉る。歴世の神孫聯綿として垂統方今皇上に至る万世皇統姓を更す。これ海外に絶て無き譽ならずや。又神祖より以降、君臣俱に其道を重じ上下和樂するが故に皇聯連綿たる事、是正直清潔の神國なる晃々たる的証ならずや。既に御国は神國にして、又尊崇し奉る所の諸神は益世乃徳沢を垂給ひし御神なれば、豈信敬せざる可けんや。殊に我等は知らずと雖とも無窮の神徳に浴すること至大至広

なり。如何とならば凡て人たるもの親あるは論を待たず、其親々の祖先より生を此御国に稟け、今我輩に至る廣恩あり。又神祖より聯々して当に至る迄徳沢に浴する大恩あり。是又如何とならば祖先の血系我に至り我血祖先の血変ることなし。譬は往昔の月も方今の月も変ることなく、往昔の花も今時の花も変ること無きか如し。去ながら遠祖より以降、他姓を以て血系を繼くこと幾度もありぬと雖とも、悉皆吾神國の地味を喰ひし血嗣にして我祖先に変ることなく、一人一切人にて徳に浴する辺を論すれば甲乙なく一致なり。斯の如く広大無際の徳沢に浴しなから敬せすんは不敬の罪我而已にあらず、歴系祖先に及し、冥に無窮の罪を釀すと得意し、恐慎敬神すれば眞の敬神の実際に至ると意得すへきなり。

愛國とは、前段に説か如く、吾御国は正直清潔を以て開建し給へる神國なれば、名号を穢し辱めざるやふ正直清潔を以て海外と交際し、国威を遠く輝するを愛國の最首とす。一己の恥辱は全国に關係すれば、恐縮して平常正直清潔を勉励すべし。又我輩に至る迄広大無

辺の厚恩を稟し御國なれば、御國の御為には身命を抛ち富國強兵の基を謀り、仮令瑣細の物品たりとも細工の新工風を凝し万國に魁たる事を思ひ、一己の譽れは全國の譽れなれば粉骨碎身して一機械一物品をユミ出し名を宇内に輝し吾御國を益せは、生涯歡樂を極め名誉万代に不朽なり。去ながら此事件容易の儀にあらずと雖とも、國恩の為身命を抛むと覺悟せは如何なる櫛風沐雨すとも堪へ忍ふ可きなり。斯く志を立てるを以て眞の大丈夫、實に國恩を報し誠の愛国といふ可きなり。然るに國恩を思はず愛國を知らざるものは禽獸と等しかるべき、是不知恩の者といはんか。容易ならざる人倫に生を稟ながら生涯をあたに過さむこと大丈夫の所為にあらざるべし。努々愛國の志を發すへし。

### 第二天理人道を明かにすべき事

抑天理を知る根本を知るといふ。天理に順なるを是を道といひ、道を明すを教といひ、教に隨ふを行といひ、行に因りてなるこれを徳といふ。されば天理に恰ふを以て正道とす。扱天の体は無始無終にして混沌未

分の水大の一より天地の二つを出し、天の氣は降り地の氣は昇り、此昇降の氣にて次第に万物を生す。是自然の理也。天地開闢の其時は誰も知る可きことにあらず、唯今日の理を推量していふ儀にして万古も今も理に於て變る事なく、されば天地開闢を云は、混沌未分といふは水大の海計りにて、いまた地なく、地なきか故天の名なし。去ながら太陽等の天体は無始無終にして此時も歴然どこれあり。天体あれとも地なきか故、天と名づけす。天地陰陽は相對の言なり。されば海水の氣の清きは軽くして昇り、濁れるは重くして泡となり、此塩泡太陽の炎熱に値て凝り塊て、終には小なる島となり、大なるは國となる。是を地といふ。此地に對して太陽五星其外の体を天といふ。是混沌未分を割て天地の二を出すといふ。天地開ると雖とも地には塩氣あるか故一切の草木は生せず。最初に葦を生す。葦は塩氣を嫌はず、生するものは葦なり。故に此御國の最初の号を豊葦原中津国といふ。此葦冬枯して土となり、又芽を生し雨露霜雪これに加はり雨露霜雪の零より外の草をも生し、夫より漸々万物生するに至る。又

人倫ハ天地の造化氣化にて神人を生し、夫より胎生湿生にして人畜禽獸虫類等を生するなり。されば万古の儀は皆理を窮めて顯説したる事にて、方今の幼童には往昔嘵の如くにて益なし。此等のもの、急には今眼前の天理春夏秋冬の少しも凝滯する所なくして國に利益し徳を施行す。所謂春は芽生し、夏は繁茂し、秋は權り、冬は藏る。其外菜草花果四時折々の造化これ天理自然の教なり。所謂如何とならば、四時節々の気候を違はず花咲、果成、大樹小草を妨ず、小草大樹を侵さず、大小其位を相應して俱に繁茂す。又穢けなる節くれたつたる木中より清淨なる花を咲せて心体正直清潔を訓し、松は寒天炎熱と雖とも色を変へずして其忍力を顯し、梅は深雪の中に花開き香薰しく和樂の文を示し、竹は節の序を示し、然も其体直なることを顯し、凡て万物各の勝たる所ありて天理自然の道を教へるものなし。是皆造物主神の所作なれば能々天理を知りて人道を磨き務むへし。

人道とは天理を明かに知りて行ふことにて、所謂天理ハ地水火風空の五大と顯れ、木火土金水の五行となり、

東西南北中央の五方となり、春夏秋冬土用の五時となり、歲星榮惑星太白星辰星鎮星の五星となり、色には青黃赤白黒、声には宮商角徵羽の五音、香には五臭、味には五味、人身には外には眼耳鼻舌身の五根、内には五臟、心には五神となる。是皆天地自然の道理にして、是に仍て五倫の道を以て君臣父母長幼朋友の序を教へ、仁義礼智信の五常を立て人倫の道とす。其外種々の方便を説いて煩惱を斃し、人倫の道を了解せしめ、凡て百家異道の教多端なりと雖とも根本は天理の正直清潔の教なり。去ながら元人身は天地開闢の時清く軽きものは昇り天となり、濁り重きものは凝て地となる。其地に天の清き精氣を稟るといへども元清淨なるものは形を成さず、濁るによりて形をなすものなれば、人の体は垢穢なるも此の濁り付て生するか故に、自然と人情五濁に染り易し。仍て天理の道は暫も離へからずして人性固有の智を開き、人性固有の徳を成せしめんとなり。然れど君臣父母長幼朋友の道に順せされば人に非らず、天理人道に背く禽獸と同等ならずや。故に日々夜々に我所行を顧み、人たる道を心懸可

きこと肝要なり。

第三皇上を奉戴し朝旨を遵奉令むへき事

皇上とは天子様の御事にして、恐れおぼくも天子と申奉る御称号は天の御子と申義理にて、天は万物を生々し、地は天の氣を稟て能くこれを繁茂す。然るに可草あり否草あり、曲直葦毒の草木俱に生する故に、能くこれを弁別して否草毒草を刈りて可草葦草を育るは、これ人間の業なり。又其如く人にも善惡邪正賢愚利純の性あるか故に、万民の棟梁たる御方様、天の御意を繼かせ玉ふて賢善を登庸し、惡邪を懲伐し、愚鈍を教て勸善懲惡し、万民の苦を抜き樂を与むと日々夜々に天の照輝し、雨露を降し玉ふか如く、万民撫育の為に宸襟を惱し玉ふこと天の御意に劣らせ給はざるか故に、天子と称し奉る。所謂天の御子といふ義理なり。天子御一人にては万民の撫育行届かされは、賢人を撰挙抜擢して百官諸局群僚を設けて補佐とす。これを君子と名つく。如何にとならば天子の御意の勅命を稟繼き、万民の愁訴を聞てこれを裁判し、如何なる深山曠野と

いへとも猛獸狼狽は深く巣穴に跡を隠し、曠々たる海上孤島と雖とも群盜剽劫の愁ひなく、万民已々の業を妨るものなく、家に居ては飽まで喰ひ、暖に衣を着し、枕を泰山の安きに打臥し、遠く遊歴しては山中荒野といへとも饑渴に逼めらるゝ事なく、其外火災水難の予防、川浚ひ、堤の營繕等悉皆擧る遑あらず。これ万民撫育の為、昼夜粉骨碎身して上の勅命を守り玉ふ故に眞の君の子といふ義理にて、君子といふ。斯の如く諸官局を設け、北辺西陲に至るまで一視同心の厚き敍慮なるか故に、慎て奉戴し百拜承伏は勿論の事なり。朝旨を遵奉令む可きとは前頭の如く諸局吏員の君子を目的として衆庶已々の家内を治め、老たるを尊敬し幼を恤み廻け、男の強なるを女の柔を以て和し、女の智の短なるを男の智の長なるを以て補ひ、外より聞く讐れ毀を心を用ひて堪忍し、喜び樂しみを愛着せすして益慎み、憎み嫉み憤は我為の害と得意して、我信敬する所の神仏に祈誓を立てこれ等の悪念慮想を折して発らさるを念し、仮令發るとも神仏を念し即坐に伏して家内和合なさは、是一家を治むる君子の風にして天下の

泰平を計るといふへし。一家の泰平は天下の泰平にして一家の混乱は天下の混乱なり。其故は天下を離れた一家に非らす、天下の中の一家なれはなり。此泰平混乱の慮想は何れの国に至るとも同し姿の心想なれはなり。又其上驕奢を慎み、分限相応に家宅を作くなり、衣服を着るへし。是即天地の徳を顯し、國土を嚴飾するなり。然れども分限不相応にして無益に金銭を費すは衰微の基にして、是天地の徳も隠る、なり。分限相応といふても世間は何れ分限より不足なることのある勝なるものなり。又貧にして分限相応の衣食家宅を求る事能はざる者多し。然るにこれを無理に分限相応之所迄にせんと強ちに求る者は苦しみ、多く禍ひ多かるへし。茲に於て天命に任せ力の及ぶ所に隨ふて、貧に安し窮に堪へるやうに安心して家内和順を計るへし。総して富貴貧賤其分に於て安んし、分外の望を立て、欲を肆にすへからず。己々の家業を勉励して天地の徳を顯し、國土を莊嚴すへし。斯の如く得意せは自ら君子の御意を継き君子に相似し、實に朝旨を遵奉するものと名づくへし。されば君子の意を学び真似るに段々

の等級あれは、漸々に志を立て、日々励み、月々に進み、退転せざるを肝要とすれば、必ず早急に進むは悪しく、還て退転の基なれは地球の昼夜に廻るか如く漸次に進み、終には成就の場に至るをよしとすれば、益進み務めて怠慢すへからずと云爾。

### 童蒙三則弁終

『三則示蒙』 岡本経春（明治六年七月）

三則示蒙

賀茂御祖神社大宮司兼

権少教正岡本経春謹述

為人ノ道ハ。モト天御中主大御神ノ。初メ給ヒ。定メ  
給ヘル所ノ神律ニシテ。其ヲ高皇產靈大神。神皇產靈大  
神ノ受持タシテ。此人ヲ造リ給ハントスル時。叮嚀ニ其  
魂ニ。命ジ給フ所ノモノナルヲ。人ノ動モスレバ。此神  
律ニ背戾リテ。身ヲモ失ヒ。家ヲモ破リテ。天神ノ震怒  
ヲ免レザル事ヲ。憐ミ給ヒ。悲ミ給ヒテ。今般教憲三条  
ヲ定メ給ヒテ。普ク蒼生ヲ。教導キ給ハントノ大御心  
ハ。恐キ申言ナガラモ。イトヽ厚キ大御恵ニナン。脩  
此書ハ。右教憲三条ノ大意ヲ。幼蒙キ輩ニ示シテ。カノ  
大御恵ノ程ハ云モサラナリ。心ヲ修メ。身ヲ修ムルノ要  
ヲモ。思ヒ知ラセントテ。ワザト書類ヲモ引出デズ。只  
俗語モテ書記セルナリ。ナホ言ハマホシキ事。マタ引カ  
マホシキ書共ノ多カルヲ。ソハ三則廣義ト云ヲ著シテ。  
ソレニ委ク云ハントハスルナリ。

敬神愛國ノ旨ヲ体ス可キ事  
敬神トハ。天神地祇ヲ恭敬シテ。其ノ鴻慈大恩ヲ  
感謝シ奉リ。國家ノ頤祥ハ云モ更ナリ。近クハ現世ノ  
福禄ヲモ祈祷ミ。殊ニハ身後ノ事ヲモ。依頼シ奉ル  
ノ道ナリ。但敬トハ。十六自物膝折伏。宇事物頸根突  
抜キ杯ノ。外貌ノミヲ謂フニ非ズ。務テ傲慢ノ氣  
ヲ去リ。一向ニ和平ノ心虔誠ノ意ヲ以テ。神ニ奉仕ス  
ルヲ云。脩其鴻慈大恩トハ。凡人類ノ此世ニ在ル。天  
神ノ天地ヲ鎔造シ給ヘル恩ヨリ。至大ナルハ無ク。マ  
タ天神ノ五元ノ源ヲナシ。此身體ヲ造リ。此神魂ヲ  
賦与シ給ヘル恩ヨリ。至重ナルハ無ク。マタ天照大  
御神ノ。四海万国ヲ照臨シ給フ恩ヨリ。至公ナルハ無  
ク。マタ豊受毘売神。並ビニ其幸御魂神達ノ。万姓ニ  
衣食住ノ道ヲ授ケ玉フ恩ヨリ。至懇ナルハ無ク。マタ  
幽冥大神ノ。身後ノ事ヲ所知看ス恩ヨリ。至嚴ナルハ

無シ。諸天神ノ天地ヲ鎔造為給ヘル恩トハ。此世界ニ先立テ。天御中主大御神ト奉<sup>レ</sup>称ル。イトモイトモ尊貴ク。イトモイトモ奇異ニ。最勝特尊。其御徳ヲ言ント欲スルニ。言ヒ得ズ。喻ント欲スルニ。喻ヘ得ザル所ノ。大御神御坐テ。万事万物ノ起源ヲ<sup>ミナミト</sup>主宰シ給ヒ。其生々ヲ好ミ給フ。御神徳ニ因リテ。高皇產靈神。神皇產靈神ト奉<sup>レ</sup>称ル。男女二柱ノ大御神ヲ化生デ給ヒ。此神モイト<sup>レ</sup>貴ク。イト<sup>レ</sup>奇ニ御坐テ。專ト天御中主大御神ノ。御神徳ヲ受持タシ。大虛空ノ中ニ。其形狀言ヒ難キ一物ヲ鎔造為給ヒ。此一物ヲヤガテ天トナシ地トナシ玉ヒテ。千古モ万古モ。墜ル事無ク。傾ク事ナク。神人ヲシテ。各自其國土ニ安住シテ。心ヲ正クシ身ヲ修シメテ。其成徳ヲ期スルノ一戒場トナシ給ヒ。殊ニ万事万物ノ起原ヲ輔翼贊成為給ヘリ。但万事万物ノ起原ヲ主宰シ給フハ。宇宙<sup>クバツカナ</sup>廣大ト雖ドモ。事物衆多ト雖ドモ。唯天御中主大御神一柱ニ歸スルナリ。サレバ天神ノ此天地ヲ造り給フハ。既ニ上ニモ云ヘルガ如ク。モト神人ヲ造リテ。ソレニ安住セシメンガ為ニシテ。神人ヲソレニ安住セシメントスルハ。此

道徳ヲ修メテ。各賢哲タラシメンガ為ナル事ハ。夫木抄ニ。後九条基家公ノ歌ニ。「神コソハ野ヲモ山ヲモ作リオケ。人ニ誠ノ道ヲフメトテ」。ト詠ミ給ヘルニテモ知ル可ク。マタ万事万物ノ起原ヲ。輔翼贊成ナシ給ヘルモ。畢竟ミナ此修行料ナル事。云モ更ナリ。此御神徳極メテ甚深微妙ナルガ故ニ。タヤスク肉眼ニ認ムル事アタハズ。此大恩謝シ奉ラズンバアル可ラズ。然ルニ此無上真理。イマダ世ニ明ラカナラズ。動モスレバ曲径邪路ニ陥リテ。猥リニ他神ヲ拝シテ。カヘル事ヲ不知ルハ。所謂日月天ニ麗ルト雖ドモ。盲者ハ不<sup>レ</sup>観。雷霆地ヲ震カスト雖ドモ。聾者ハ不<sup>レ</sup>聞ト云ヘル類ニテ。イトアヂキナシ。ツギツギナルモ准ヘテ知ル可シ。次ニ天神ノ。五元ノ源ヲナシ。人ノ身體ヲ造リ。神魂ヲモ賦与シ給ヘル恩トハ。男女二柱皇產靈大神ノ。專ト天御中主大御神ノ。御神徳ヲ受持チ給ヒテ。伊邪那岐命。伊邪那美命ヲ化生給ヒテ。五元神。風神志那都比古神。志那都比壳神。次ニ火神火產靈神。次ニ金神金山毘古神。金山毘壳神。次ニ水神弥都波能壳神。次ニ土神埴夜須毘壳神ヲ令<sup>レ</sup>生給ヒテ。風火金

水土ヲ司ラシメ。五元各其宜ヲ得テ。万事万物ノ生々  
ヲ調理シ給ヒ。マタ人ノ身体ヲ造り給ヒテ。耳目  
口鼻ヲ具ヘ。耳ノ声ニオケル。目ノ色ニオケル。口ノ  
味ニオケル。鼻ノ香ニオケル。齊々条理アリ。目ヲ以  
テ聞クコトアタハズ。耳ヲ以テ言フコトアタハズ。其  
外四肢百骸。各自其用ヲ為シ。何一ツ缺欠ナク。殊  
ニ神魂ヲ賦与シテ。一身ノ主宰トナシ。耳目口鼻四肢  
百骸ヲ使令シ。善惡邪正ヲ別チ。是非曲直ヲ弁ジテ。  
禽獸ニ異ナラシメテ。万物ノ靈トナシ給ヘリ。サレバ  
此身体。既ニ皇產靈神ノ造り給ヘル所ナレバ。  
其ヲ主宰スル神魂モ。マタ皇產靈神ノ賦与シ給ヘルニ。  
アラザルコトヲ得ズ。其故ハ。此身体ヲ造リ玉フハ。  
モト神魂ヲ。寓シ玉ハンガ為ナレバナリ。喻ヘバ此家  
屋ヲ造ルハ。モト其人ヲ令<sup>レ</sup>住<sup>ス</sup>ンガ為ナルト。其理同  
ジキヲ思フ可レ。然ルニ世人。父母吾ヲ生デ。劬勞シ  
給ヘル恩ハ知ルト雖ドモ。カクノ如ク天神ノ吾ヲ造リ。  
吾ニ神魂ヲ賦与シ給ヘル<sup>オキミウツクレ</sup>恩ヲ。弁知スル事ア  
タハズ。但父母吾ヲ生ミ給フトハ雖ドモ。吾ヲ造り給  
フハ。父母ニ非ラザル証ハ。甫メ児ノ母ノ胎中ニ在

ルヤ。父母其男女ヲ。弁ズル事アタハズ。ソノ美  
醜賢不肖ヲ。察スル事アタハズ。男ヲ欲シテ。男  
ヲ得ル事アタハズ。女ヲ欲シテ。女ヲ得ル事アタハズ。  
美ヲ希ヒテ。美ナラシムル事アタハズ。賢ヲ希ヒテ。  
賢ナラシムル事アタハス。其男女美醜賢不肖。ミナ天  
神ノ造給ヒ。天神ノ賦与シ玉ヘルニ非ザル事ナシ。然  
ラバ人ノ此世ニ生ズル。父母ニハ恩無キカト云ニ。大  
ニ然ラズ。天神人ノ身体ヲ造り給フトハ雖ドモ。父母  
ノ体ニ頼リ給ハザルコトヲ得ズ。シカレバ父母ノ恩モ  
亦大ナリト謂ベシ。喻ヘバ穀ヲ種ルニ。種子アリト雖  
ドモ。土地ニ頼ラザレバ生ゼズ。栽培セザレバ。長ゼ  
ザルガ如シ。ヨク思フ可シ。儲カクノ如ク。其男女美  
醜賢不肖ノ。異ナル有ラシメ給フハ。イカナル故ゾト  
云ニ。モトヨリ天神ノ。至公至義ノ神意ニ出ル事。云  
モ更ナレド。其神意ノ有ル所ハ。庸人ノ敢テ窺得ル所  
ニハ非ザルナリ。サレバ世間許多ノ聖賢。マタ至智全  
能ナド。称スル者ト雖ドモ。悉皆天神ノ造り給ヘルニ。  
非ザルコトヲ得ズ。実ニ其奇ニ妙。言語ノ形容シ得ベ  
キニ非ルヲ。人其奇ニ馴レ。妙ヲ常トシテ。可<sup>レ</sup>感モ

ノトモ。可<sup>レ</sup>謝モノトモ。思ヒ奉ラヌハ。イカナル愚昧<sup>ダ</sup>ヤ。此大恩謝シ奉ラズンバアル可ラズ。次二天照大御神ノ。四海万国ヲ照臨シ玉フ恩トハ。抑天照大御神ト奉<sup>レ</sup>称ルハ。伊邪那岐。伊邪那美命ノ。御子ニ御坐テ。神典ニ。光華明彩照<sup>レ</sup>徹於六合。ト有ルカ如ク。高天原。即チ天津御国三御坐テ。四海万国ヲ照臨シテ。万生ヲ含養覆育為給フ御事ナレバ。凡人類タルモノ。タトヒ天神ノ此身体ヲ造り。此神魂ヲ賦与シ給フトモ。天照大御神ノ大御光ヲ蒙ラザレバ一日片時モ世ニ<sup>イキテキル</sup>生活スルコトアタハズ。艸木禽獸虫魚ニ至ルマデ。ミナ是ニ同ジ。其上水モ沢テ流ル、コトアタハズ。海モ沢テ航スル事アタハズ。万事万物ノ用止ムニ近シ。然ルニ吾モ人モ。カ<sup>レ</sup>ル難<sup>レ</sup>有大御光ノ裡ニ住シ。カル難<sup>レ</sup>有大御光ヲ戴キテ。如<sup>レ</sup>此安穩ニ生活スナルハ。愈格キ大恩惠ナルヲ。サル事トモ思ヒ奉ラヌハ愚モ甚キナリ。殊ニハ現津御神ト。天下統御シテ。万姓ヲ綏撫<sup>スル</sup>シ給フ。天皇ノ御遠祖ト御坐ス。大御神ニテサヘ御坐セバ。此大恩謝シ奉ラズンバアル可ラズ。報ジ奉ラズンバアル可ラズ。但此大恩ヲ報謝シ奉ラントス

ルニ道アリ。其ハ朝夕礼拝シテ。覆育ノ大恩ヲ。感謝シ奉ルハ云モ更ナリ。其御子ト坐ス。天皇命ニ貳心無ク奉<sup>レ</sup>仕ゾ。即チ天照大御神ノ。御恩頼ノ万分一ヲ。報謝シ奉ルノ道ニハ有リケル。此事ハナホ下条ニモ云ヘリ。マタ豊受毘売神。並ニ其幸御魂神。木祖久々能智神。草祖草野比売神ノ。万姓ニ衣食住ノ道ヲ授ケ給フ恩トハ。マヅ穀物云モ更ナリ。牛馬蚕桑ノ類ニ至ルマデ。須佐之男命ニ殺サレ給ヘル。豊受毘売神ノ。御体ヨリ成初タルニテ。畢竟其御体ニ。宝血ヲ濺ギテ。万姓ニ衣食ノ道ヲ授ケ給フ。此恩甚重ナリ。其外何ニマレ。腹内ニ貯メテ。飢ヲ養ヒ。命ヲツナグモノハ。皆此大神ノ御靈ヲ。蒙ラザルハ無ク。其上諸木ハ。木祖久々能智神ノ。御靈ニヨリテ成出テ。マタ諸草ハ。草祖草野比売神ノ。御靈ニヨリテ成出デ。如<sup>レ</sup>斯不<sup>レ</sup>飢不<sup>レ</sup>寒。雨露ニ濡レズ。安然ト世ヲ渡ルハ。既ニ上ニモ云ヘルガ如ク。皆吾ヲシテ。道德ヲ修メテ。賢哲タラシメンガ為ノ修行料ニ。豊受毘売神ノ。吾ニ授ケ玉フ所ナレバ。此所ヲヨクヽ黙思シテ。此大恩謝シ奉ラズンバアル可ラズ。然ルニ其業ヲ不<sup>レ</sup>修シテ。徒ラ

ニ其料ヲ費ス者ハ。神何ゾ震怒シ玉ハザラン。次ニ幽冥大神ノ。身後ノ事ヲ所知看恩トハ。マヅ大国主神ト奉レ称ハ。須佐之男命ノ。御曾孫ニ御坐テ。幽冥事トテ。人ノ目ニ見エヌ。幽界ノ大政ヲ統轄シ。人ノ在世間ノ功罪ヲ審判シ。其神魂ノ黜陟シ給フ。大神ニ御坐ガ故ニ。幽冥大神トハ奉レ称ナリ。サレバ人死スレバ。形体ハ土ニ帰シ。神魂ハ滅ルコト無ク。敗ル、コト無ク。喻ヘバ草木枯槁スト雖ドモ。其種子ハ永ク絶ル事ナク。時ヲ得テ再ビ萌芽ヲ生ジ。従テ暢茂シ。従テマタ実ヲ結ブガ如ク。ヤガテ產土神ノ处分ニテ。速カニ大国主神ノ所知看ス。冥府ニ参リ。在世間ノ善惡業ノ檢覈ヲ受ケ。既ニ現世ニテ受ケシ応報ト照応テ。公賞公罰。分毫誤ツコト無ク。善人ハ大神ノ御褒賞ヲ蒙フリテ。永福ヲ得。悪人ハ大神ノ御譴責ヲ受ケテ。永苦ヲ得ル事ニテ。十人八十人。百人八百人。冥律何ゾ違ル、事ヲ得ン。ナホ此永福永苦ニモサマトヽ差等アルコト。予別ニ論アリ。サルヲ人死スレバ。神魂モ從フテ消滅シテ。知ル事無キモノトスルハ。大ナル謬ナリ。サレバ人トシテ。死ヲ畏ル、念無キモ

ノ無キハ。モト幽冥ノ賞罰ヲ畏ル、念ノ。人心ニ固有スルガ故ニテ。幽冥ノ可畏コト。マタ幽冥ノ必有ナル事。此人心ヲ以モ証ス可シ。故ニ為人者ノ此世ニ在ルヤ。此壯健無事ノ時ニ當ツテ。予メ身後ノ計ヲナサズル可ラズ。設然ラズシテ。忽然死後來リ迫ラバ。後悔ストモ何ゾ及バン。喻ヘバカナラズ冬ノ來ランコトヲ知ルガ故ニ。夏ノ間ヨリ。衣衾ヲ具ヘ。炭薪ヲ積貯テ。冬ノ寒氣ヲ防グト其理同ジ。所謂迨天之未陰雨。徹彼桑土綢繆牖戸。ト云ヘルヲモ思黽陟シ給フモ。畢竟天神ノ神意ヲ。受持タシテノ御事ナレバ。時ヲ以テ逐一天神ノ御許ニ。覆奏シ給ハン事。云モ更ニテ。其威嚴犯ス可カラザル事如<sup>レ</sup>此。サレバ上件ヨリノ旨趣ヲ。仔細ニ体認シテ第一彝倫ノ道ヲ尽シ。朝夕恭敬ノ心ヲ忘レズ。天神地祇ノ深仁大沢ヲ感持シテ。國家ノ安寧ハ云ニオヨバズ。現世ノ福禄ヲモ。殊ニハ身後ノ真樂ヲモ。殷勤ニ祈祷シ奉ランニ。神何ゾ黙佑ヲ垂レ給ハザラン。神何ゾ感格シ給ハザラン。抑天神ハ。天地万物ノ大主宰ニ御坐セバ。世中ノ

吉凶禍福。共ニ皆天神ニ懇祷シ奉ル可キ理。モトヨリ論ヲ待タズ。故上古ハ朝廷ニ於テモ。神祭ヲ以テ。大政ノ最第一ト為シ給ヘル御事ニテ。所謂祭政一致トハコレナリ。然ルニコレニ反シテ。神ノ洪恩ヲ忘レ。神ヲ敬スル事ヲ不知。第一異端邪說ヲ奉シ。神ヲ誹謗シ。神ヲ穢瀆シ。神ヲ狎侮シ。神ヲ敬スル輩ヲ蔑視センモノハ。神ノ赫怒坐マシテ。冥罰ヲ加ヘ給ハン事必セリ。サルハ血ヲ吐キ。骨ノ碎クル如キ。現罰ハナクトモ。内ニシテハ。思慮蒙昧。心性乖戾。外ニシテハ。家産蕩滅。事業衰靡等。其外千災万禍。此ヨリシテ來ラン。可恐可慎。マタ上件ニ云ヘルガ如キ。無道ノ輩ト雖ドモ。一旦醒悟シテ。悔過改非テ。恭敬ノ心モテ。天神地祇ニ仕奉リ。第一異端邪說ヲ退ケ。一向敬神ノ道ニ。帰依シ奉ラバ。神ノ悅納シ玉ヒテ。

既往ノ事ハ咎メ給ハズ。宥メ給ヒ恕シ給ヒテ。却テ恩典ヲ錫フ可シ。カレ敬神ハ。真樂ヲ得ルノ因。侮神ハ。冥罰ヲ受ルノ種子ト心得ベシ。此處猛省セズンバアル可ラズ。此外ニモ。大己貴神。少彦名神ノ。蒼生マタ一切ノ物ノ為ニ。医薬禁厭ノ法ヲ定メテ。人ヲシ

テ各自其德業ヲ。修メ成サシメ給ヒ。マタ產土神ノ。平常吾身ハ云フニオヨバズ。吾郷里ヲモ。夜守日守ニ。守幸ヒ給ヒ。死後ニハ。吾神魂ヲ引導キテ。冥府ニ到リ給ヒ。善人ヲバ。弥ヨカラシサマニ申シナシ給ヒ。悪人ヲモ。ヒタヅラニハ捨テ給ハズ。ナルベキダケハ。宥メ給ハンコトヲ。乞禱ミ給フ事ニテ。ソレモ平日產土神ヲ信ミ奉ルト。信ミ奉ラヌトニテ。サマド有ル事ト可知。サレバ此世ニ生レ出ルニ付テモ。此世ニ在經ニ付テモ。マタ身マカリテノ後モ。神ノ御蔭ヲ離ル、コトアタハザル事。喻バ人ノ空氣ヲ離ル、事アタハザルガ如ク。マタ魚ノ水ヲ離ル、コトアタハザルガ如シ。此大恩謝セズンバ有ル可ラズ。故敬神ハ。人間ノ一大要務ナル事。マタ一大急務ナルコトヲ知ル可シ。コレヲ報本反始ノ道ト云。

愛國トハ。此國ヲ愛護スル事ニテ。天神ノ此蒼生ヲ造リテ。此國土ニ安住セシメンガ為ニ。伊邪那岐命。伊邪那美命ニ。修理固成是多陀用幣流之國。トノ御神勅ニ起源シ。其ヨリ建速須佐之男命。マタ大国主神。少名毘古那神ナド。繼々ニ其洪業ヲ祖述シテ。此國土

ヲ經營シ給ヒシ神意ヲ体認シ。並ビニ往古列聖ノ。此國土ノ為ニ。思ヒヲ焦シ。心ヲ勞シ給ヒシ。御事跡ヲ奉レ伺。マタ朝廷ニ於テモ。生國足國。マタ生嶋足嶋トモ申テ。此大八洲ノ国々。嶋々ノ御靈神ヲ祭リ給ヒシ。大御心ヲ思ヒヤリ奉リ。此國土ヲ愛護スル事。慈母ノ吾兒ヲ愛護スルガ如ク。届ラザル所ナカル可シ。

此ヲ愛國ト云。サルハ水陸ヲ理メ。山沢ヲ拓キ。農桑ヲ勸メ。早潦ニ備ヘ。運輸ヲ便ニシ。有無ヲ通ジ。物産ヲ開キ。物貨ヲ饒カニシ。殊ニハ軍律ヲ嚴ニシテ。吾勇武ヲ振起シ。國威ヲ海外四表ニ炫燿シテ。万古不易ノ皇統ヲ維持シ奉リ。此人民ヲシテ。此國土ニ安住セシムル様。都テ國ノ為。人ノ為ニトコロヲシケル注意スルヲ云フ。其他器械ノ精巧。窮理ノ周密ナド。ミナ愛國ノ事ニ非ズト云フコト無シ。此天神煦々保育ノ恩ニ。奉答所ニシテ。臣子タル者ノ國家ニ報ジ。父母ノ國ヲ重スル所以ナレバ。ユメノ忽諸ニ思フ事ナカレ。サテ愛國ト云フ事。庶人ノ上ニハ。フサハシカラヌ様。思フヤカラモ有ル可ケレト然ラズ。サルハ天下所知看ス天皇ニハ。天下所知食ス上ニ就テノ愛國アリ。マタ

### 天理人道ヲ明ニスベキ事

天理トハ。神理ト云ニ同ク。神理トハ。ナホ神道ト云ンガ如シ。脩神道トハ。天神ノ初メ給ヒ。定メ給ヒ。行ヒ給ヘル所ノ道ニシテ。即此天地ヲ鎔造シ。万物ヲ化育シ。生々已マザル所ノモノコレナリ。カクテ此道ニ頼リ従ヒテ。私心ヲ加ヘザルヲ。惟神ノ道トハ云。然ルニ世人ノ。此生々ノ道ヲ。自然ナルモノ。マタ偶然ナル者ノ如ク思ヘルハ。大ナル謬ニテ。世ニ自然ノ道ナク。マタ偶然ノ道ナク。其源ハミナ。天御中主大御神ノ。神意ニ漏ル、事ナキコト。上件ニモカヘヌ反復云ヘルガ如シ。此ヲ天理ト云。マタ人道トハ。人ノ生ヲ重スル所以ナレバ。ユメノ忽諸ニ思フ事ナカレ。フ所ノ神律ニシテ。所謂五倫五常ノ道コレナリ。但此五倫五常ノ道ハ。天神ノワザト。人ニノミ賦与シ給ヘル証ハ。同ク天神ノ造リ給ヘルモノトハイヘドモ。禽

士農工商ニハ。士農工商ノ上ニ就テノ愛國アリ。サレバ各自其分ヲ守リテ。國家ノ御為方ニナラン事ヲ。思ヒモシ。行ヒモスルゾ。此レ愛國ノ実ナリケル。

獸ハコノ五倫五常ノ道ヲ。弁ヘザルヲ以テモ悟ルベシ。故ニ凡人トアルモノ。智愚賢不肖ノ差別ナク。此理ヲ胸中ニ同クセザルモノ無キハ。コレ天神ノ神律ヲ默記スルモノニテ。コレ人道ノ。モト天神ニ出ル証ナリ。モシ然ラズバ。人生レナガラニシテ。イカデカ五倫五常ノ道ヲ弁知スルコトヲ得ン。然ルニ是等ヲモ。皆自然ニシテ。然ルモノ、如ク思ヘルハ。例ノ非ナリ。ヨク思フ可シ。サレバ為人者ハ。此神律ヲ受用テ。第一万物生々ノ理ヲ体シ。務テ氣質ノ偏ヲ去リ。惡ヲ祛キ善ニ移リテ。カノ本然ノ良ニ復シ。長上ニハ能仕ヘ。下タル者ヲ慈育ミ。各其職業ヲ勉励シテ。一向ニ自己ノ分ヲ尽サン事ヲ要スヘシ。此ヲ人道ト云。所謂神習トハコレナリ。サレバ天理ハ。人道ノ因リテ出ル所ニシテ。人道ハ天理ノ人ニ寓ルモノナレバ。其稱謂両個ナリト雖ドモ。其實ハ一個ナリ。故天理ヲ明カニセん者ハ。人道モオノヅカラ明カナル可ケレド。此ハ中人以上ノ事ナレバ。下根ノ人ニ在リテハ。隱顯ニ拘ラズ。競々自持シ。私欲ノ壅閉ヲ去リ。惡ヲ除キ善ニ移リテ。此天神ヨリ吾ニ命ジ給フ所ノ。人道ヲ明

カニセン事ヲ思フ可シ。コレ今日ノ急務ナリ。然ルヲ人欲ノ私ラノミ當ミ。天理人道ヲ明カニセンモノトモ思ハズ。天神ノ吾ニ所錫ノ五倫五常ノ道ニ於テ。茫然欠ル事アル。コレヲ青人草習トハ云。コレ天神ノ神律ヲ犯セル者ニテ。天神ノ震怒シ給フ所。マタ幽冥大神ノ。眷怨シ給ハザル所ナレハ。仮令冥罰ニ遲速ノ差ビ。現幽ノ別アリト雖ドモ。何ゾ終ニ道ル、コトヲ得ン。サルハ神ハ知リ給ハザル所ナケレバ。人ノ胸中ニ藏シタル。善念惡念ヲモシロシメシ。御坐サヌ所ナケレバ。人見ザル所ノ。善行惡行ヲモ。ミソナハシ給フ事。玻璃窓中ヨリ戸外ヲ窺フガ如シ。イカデカ瞞シ得ン。然ルニ動モスレバ善人モ禍ニ罹リ。惡人モ福ヲ得ルガ如キモ有ルハ。如何ニト云フニ。マヅ善人ノ禍ニ罹ルガ如キモ有ルハ。神ノ其人ヲ愛シ給フニ依リテ。暫ク試煉シテ。後却テ重ク登庸シ給ハンガ為ナレハ。コレ真禍ニアラズ。マタ惡人ノ福ヲ得ルガ如キモ有ルハ。神ノ其人ヲ惡ミテ。益ソノ罪ヲ重不シメテ。後重ク罰シ給ハンガ為ナレバ。コレ真福ニ非ズ。思ヲ致タサル可ンヤ。

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシム可キ事

吾皇上ハ高天原ニ御坐テ。四海万国ヲ照臨シテ。普ク  
万生ヲ煦育シ給フ。天照大御神ノ御神孫ニ御坐テ。皇  
祖天神ノ殊ニ鍾愛シ給フ所ナレバ。カノ天壤無窮ノ  
神勅。万古一日ノ如ク。其上宇佐大神ノ。我國家開闢  
以來。君臣分定以「臣為君未有」之也。ト詔ヒシ神語。  
炳焉タルコト日月ノ如ク。神世ヨリ三種ノ神宝。今  
ニ易ラセ給フ事無ク。移ラセ給フ事無ク。連々綿々ト  
シテ。天津日嗣所知看ト云ハ。地球広ト雖ドモ。地球  
大ナリト雖ドモ。実ニ比類ナキ御事ニテ。コレ万国ノ  
宗國タル。確証ニアラズシテ何ゾ。殊ニ吾皇上ハ。  
既ニ上ニモ云ヘルガ如ク。天照大御神ノ。御神胤ニ御  
坐テ。其功德ヲ受繼ガシ。宇内ニ君臨シテ。億兆ヲ綏  
撫シ給フ御事ナレバ。最仰ギ奉ラズンバ有ル可ラズ。  
戴キ奉ラズンバアル可ラズ。サレバ吾安住スル所ノ国  
土ハ。伊邪那岐伊邪那美命ノ。生給ヘル所ノ至美國土  
ニシテ。戴キ奉ル所ノ皇上ハ。伊邪那岐伊邪那美命ノ。  
御子ニ御坐テ。四海万国ヲ照臨シ給フ。天照大御神ノ。

御神孫ニ御坐セリ。カ、ル難有国土ニ生レ。カ、ル  
難有皇上ニ仕奉ルハ。コレ天神ノ各別ニ。吾儕ヲ  
籠遇シ給フ所ニシテ。此生ノ大幸ナルコトヲ悟リテ。  
海行カバミヅク屍山行カバ草ムス屍。王ノヘニコソ死  
ナメ。ノドニハ不死ト言立テ、貳心ナク吾皇上ニ  
仕奉ルゾ。ヤガテ天照大御神ニ仕奉ル理ニテ。コレ吾  
儕ノ。天照大御神ノ煦々保育ノ恩ニ報ジ奉ル所ナレバ。  
天神ノ欣喜満足シ給ヒテ。其御褒賞ニ預ラン事必セリ。  
モシマタ此理ニ背キテ。吾天皇ヲ疎略ニナシ奉リ。等  
閑ニナシ奉ル者アラバ。神罰人誅何ゾ迨ル、事ヲ得ン。  
マシテ異心ヲ懷クモノ有ルニ於テヲヤ。殷鑑遠カラズ。  
可恐可懼。

朝旨トハ。今日天朝ヨリ出ル所ノ。法度号令ニシテ。  
即朝家ノ天下ヲ經綸シテ。此人民ヲ保護シ給フ所ノモ  
ノナレバ。法令ノ一タビ出ル毎ニ。拳々服膺シテ。遵  
守セズンバ有ル可ラズ。コレ皇上ヲ奉戴スルノ恵ナリ。  
シカルニ喋喋ト其是非ヲ議シ。呶々ト其善悪ヲ論ジ  
テ。衆庶ヲ迷惑スル者ハ。其罪实ニ宥サルニ在リ。  
慎マザル可ンヤ。脩教憲ニ三条ノ内。愛國ト云モ。モト

天神ノ此国土ヲ鎔造シ給ヒ。此国土ヲ大切ニ思召ス神旨ヲ体シ。此国土ヲ愛護シテ。天神煦々保育ノ恩ニ。

報ズル所ナレバ。モトヨリ敬神ノ事ナリ。マタ天理人

道ヲ明カニスト云モ。天神ノ天地ヲ鎔造シ。万物ヲ化

育シ給ヘル神意ヲ体シ。天神ノ吾ニ賦与シ給ヘル所ノ。

五倫五常ノ道ニ悖戾ラズ。カノ神律ヲ遵奉シテ。人タ

ルノ道理ヲ尽スナレバ。此亦敬神ノ事ナリ。次ニ皇上

ヲ奉戴スルモ。伊邪那岐伊邪那美命ノ御子。天照大御

神ノ御神胤ヲ戴キテ。貳心ナク仕奉ルナレバ。此亦敬

神ナル事云モ更ナリ。マタ朝旨ヲ遵守スルト云モ。コ

レニ同ジ。サレバ三箇ノ教憲。一ノ敬神ニ歸著スル趣

ヲ味ヒテ。敬神ハ三則ノ要枢ナル事ヲ知リ。オノレ敬

神ノ道ニ。勇猛精進スルノミナラズ。人ニモ此旨ヲ説

諭シテ。敬神ノ念ヲ興起サセ。共ニ敬神ノ域ニ進歩シ

テ。平常ニ天神ノ。恍然吾前ニ立チ御坐ス想ラナシテ。

第一天神ヨリ吾ニ賦界シ給ヘル。性善ニ悖ラズ。正

身修<sup>レ</sup>徳テ。國家ノ乂安ハ云ニオヨバズ。現世ノ福禄

ヲモ。殊ニハ身後ノ真楽ヲ得ン事ヲ懇祷スルヲ。実ノ

敬神トハ云。シカルニ此敬神ノ道ヲ不<sup>レ</sup>修シテ。徒ニ

現世ノ福禄。マタ身後ノ樂地ヲ求ントスルモノハ。所謂砂ヲ蒸テ飯ト為サントスル類ナル可シ。

明治六年七月東京桧物町ノ客舍ニ於テコレヲ記ス

男 岡本經邦校

## ○第十五回研究例会

日 時 平成八年三月九日 (土) 午後二時  
 場 所 明治神宮教学研究センター  
 発表者 八幡崇経氏 (神宮宮掌)  
 題 目 「近代の神宮式年遷宮と御巫清直」

## ○平成八年度役員会

一、日 時 平成八年三月二十五日 (月) 午後三時三十分

一、場 所 明治神宮教学研究センター

一、出席者 (敬称略)

顧 問 福島信義

会 長 外山勝志

常務理事 上田賢治 毛利義就

理 事 鎌田純一 中藤政文 森田康之助

監 事 高山 亨

評議員 大原康男 堀 東男 (代理中別府良啓)

事 務 局 宮西惟道 (代理内海明紀)

監 事 副島昌俊 鈴木利昌 大丸真美

## 一、外山会長挨拶

本日の役員会では平成七年度決算・平成八年度予算及び本年度事業計画について種々協議賜わりた旨挨拶があつた。

## 一、協議事項

会長の指名により上田常務理事が座長となつて協議に入る。

1、平成七年度決算について (自平成七年一月一日～至平成七年十一月三十日)

事務局より決算について報告をなし、収入九、五一八、六二〇円、支出八、〇三七、一三八円にて、差引残高一、四八一、四七二円を次年度へ繰越した旨報告の後、引き続き監査報告があり異議なく承認された。

2、平成八年度予算について（自平成八年一月一日～至平成八年十二月三十一日）

平成八年度は紀要発行費を平常に戻して百万円減額の三五〇万円とし、その他は昨年同様として前年対比一、三八七、九四四円減額の八、三二一、四七二円を計上した旨事務局より説明があり、協議の結果承認された。

3、平成八年度の事業について

#### ◇研究例会

本年度第一回研究例会は三月九日（土）に八幡崇経氏（神宮官掌）が「近代の神宮式年遷宮と御巫清直」と題して発表、二回目は六月二十二日（土）に庄司潤一郎氏（防衛庁防衛研究所主任研究官）「昭和天皇と近衛文麿」、三回目は九月二十日（土）八木秀次氏（高崎経済大学地域政策学部専任講師・近代法制史専攻）「近代憲法における人間像について」を発表予定の旨報告があった。

#### ◇紀　　要

八年度紀要（十七・十八・十九号）は四月十五日・八月十五日・十二月十五日付にて発行予定であり、十七号は昨年度學術講演会講師の小田村四郎氏の講演録「大日本帝国憲法と日本国憲法」をはじめ、足立尚計氏「橘曙覽の和歌と国学」、大丸真美氏「明治神宮の鎮座地選定について」、及び「三條教則」資料を掲載予定。十八号は學術講演会講師の佐藤和男氏「レーリンク・オランダ代表判事の東京裁判批判」をはじめ三月九日研究例会発表者・八幡崇経氏の論文及び、久田松和則氏「地方藩政における伊勢御師の役割」及び「三條教則」資料を、十九号は六月研究例会発表者・庄司潤一郎氏の発表論文をはじめ矢野高陽氏（鶴岡八幡宮権彌宣）、照沼好文氏（元水戸彰考館副館長・水戸史学会理事）の論文及び「三條教則」資料を掲載予定の旨報告があつた。

#### ◇講演会

本年の講演会については六月に行われる編集委員会にて講演講師を検討する予定の旨報告があつた。尚、開催日は十月十九日（土）に決定。

4、その他

◇明年平成九年は本会発足十年に当たる為、編集委員会にて記念事業を進めて行きたい旨説明があり、協議の結果了承された。

#### ○第十四回編集委員会

日　時　平成八年六月十九日（水）午後五時  
場　所　明治神宮教学研究センター

出席者 上田賢治・鎌田純一・大原康男・中西正幸・小林五郎・三宅守常・大丸真美  
議件

- 1、講演会について
- 2、研究例会について
- 3、紀要について
- 4、十周年記念事業について（平成九年）

#### ○第十六回研究例会

日時 平成八年六月二十二日（土）午後二時  
場所 明治神宮教学研究センター  
発表者 庄司潤一郎 氏（防衛庁防衛研究所主任研究官）  
題目 『昭和天皇と近衛文麿』

#### ○第十七回研究例会

日時 平成八年九月二十一日（土）午後二時  
場所 明治神宮教学研究センター  
発表者 八木秀次氏（高崎経済大学地域政策学部専任講師）  
題目 『近代憲法における人間像について』

#### ○平成八年度公開学術講演会・第二回役員会

本年度当学会公開学術講演会及び役員会は十月十九日に開催。次第内容は左記の通り。

一、日時 平成八年十月十九日（土）午後零時三十分

一、場所 明治神宮社務所会議室

一、出席者（敬称略）

会長 外山勝志  
顧問 福島信義

常務理事	上田賢治	毛利義就
理 事	鎌田純一	鎌田紀彦
監 事	高山 亨	中島精太郎
評議員	三宅守常	宮西惟道（代理村上貴紀）
事務局	副島昌俊	宮崎重廣
		大丸真美

### 一、外山会長挨拶

本会の更なる発展が出来るようお力添えを賜わり度く、本日の議件に添つてご審議を頂きたい旨挨拶があつた。

### 一、協議事項

#### 1、上田常務理事が座長となつて協議に入る。

本年度事業報告及び明年度の活動について  
本年度の事業は研究例会及び紀要発行と、本日の学術講演会を以つて終了する。研究例会は三月九日（土）に八幡崇経氏（神宮宮掌）の「近代の神宮式年遷宮と御巫清直」、第二回は六月二十一日（土）庄司潤一郎氏（防衛庁防衛研究所・主任研究官）の「昭和天皇と近衛文麿」、第三回は九月二十二日（土）八木秀次氏（高崎経済大学地域政策学部・専任講師）の「近代憲法における人間像について」と題して発表が行われた。また紀要是第十七号（四月十五日付発行）に小田村四郎氏（拓殖大学総長）の「大日本帝国憲法と日本国憲法」（平成七年度講演録）、足立尚計氏（福井市立郷土歴史博物館主任学芸員・足羽神社権禪宣）の「橋躋覧の国学と和歌」、大丸真美氏（明治神宮権禪宣）の「明治神宮の鎮座地選定について」及び「三條教則」資料を、紀要十八号（八月十五日付発行）は佐藤和男氏（青山学院大学教授）の「レーリンク・オランダ代表判事の東京裁判批判」（平成七年度講演録）、八幡崇経氏（神宮宮掌）の「近代の神宮式年遷宮と御巫清直」（研究発表論文、三月九日）、久田松和則氏（富松神社宮司・皇學館大学神道研究所研究嘱託）の「地方藩政における伊勢御師の役割」及び「三條教則」資料を発行し、十二月には紀要十九号（十二月十五日付発行予定）として昭沼好文氏（元水戸彰考館副館長）の「ポンソンビ博士と『英訳弘道館記』」、庄司潤一郎氏の「昭和天皇と近衛文麿」（研究発表論文、六月二十二日）、矢野高陽氏（鶴岡八幡宮権禪宣）の「神道と樹木」及び「三條教則」資料を発行する予定の報告があつた。  
次いで明年度活動について、平成九年は創立十周年にあたり長期計画にて明治天皇及び明治時代に関する書籍目録の編纂事業を行う予定である旨報告があり、その他研究例会及び紀要発行、講演会については編集委員会にて決めることが報告された。

3、平成八年度収支中間報告について  
また、諸経費の増大に伴い明年度より会費一千円を三千円へ値上げしていく方針の報告があつた。

事務局より平成八年一月一日より九月三十日迄の経常並びに特別会計の収支について中間の報告があり了承された。  
4、評議員の交替について

評議員の瀧本正彦氏（寒川神社前宮司）及び津田信基氏（長田神社前宮司）には過般宮司を勇退に伴い、後任として多田一馬氏（寒川神社新宮司）・藤原正克氏（長田神社新宮司）両氏の推薦があり、異議なく了承された。

#### ○公開学術講演会

「日本国憲法の五十年」—その過去・現在そしてこれから—

西 修 氏（駒澤大学法学部教授）

「美術史上の『記念碑的繪畫』の位置」

小堀 桂一郎氏（明星大学日本文化学部教授）

以上